

小規模身体障害者療護施設の設置 運営について

平成9年5月6日

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

標記については、平成8年4月30日社援更第121号
更生省社会・援護局長通知をもって実施されている
ところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり
改正し、平成9年4月1日から適用することとしたので
通知する。

記

「小規模身体障害者療護施設の設置運営について」
の別紙「小規模身体障害者療護施設の設置運営要綱」
に、以下の文章を加える。

4 単独で設置する場合

第1 目的

身体障害者療護施設を単独で設置する場合に、
現行の最低定員を引き下げ、常時の介護を必要と
する身体障害者の身近な地域での施設入所を容易
にすることを目的とする。

第2 設置及び運営

1 規模

小規模身体障害者療護施設の入所定員は、30
人以上40人以下とすること。